

保育園で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんが病気にかかっているのではないかと思われ、その病気が下記の感染症であると、他の児童に感染する恐れがあります。

保育園は児童福祉施設で学校ではありませんが、保健管理については学校保健安全法が適応され、学校保健安全法施行規制により出席停止となります。病気が治って登園する場合は、裏面の医師の証明書をいただいて保育園へ提出して下さい。

学校保健安全法施行規制

<保育園において予防すべき感染症>

平成28年4月1日現在

	保育園で予防すべき感染症の種類	登園停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、シフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MARSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う。）	・ 治癒するまで
第二種	・ インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	・ 百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻疹	・ 解熱した後3日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎	・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風しん	・ 発しんが消失するまで
	・ 水痘	・ すべての発しんが痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱	・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	・ 結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	・ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*注 上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

*注 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症等は対象外ですが、発熱していたり、発熱していなくても下痢や嘔吐があったり、普段の子どもの様子と異なるときは、無理をせず保育園を休ませましょう。登園の判断に迷ったときは、主治医や囑託医に相談しましょう。

主治医様

ご多忙中恐れ入りますが、下記証明書は登園可能になりましたら、ご記入の上保護者へお渡しください。

証 明 書

光ヶ丘保育園長 宛

氏 名 _____

(平成 年 月 日生まれ)

病 名「 _____ 」

上記の者は 月 日より登園停止となっていましたが、他に感染のおそれなくなりましたので、 月 日から登園してよいと考えます。

《備 考》

平成 年 月 日

医師 印